第百二十九条の二の四第一項第七号中「第百十二条第十九項」を「第百十二条第二十項」に改め、同号八中「第三項から第五項まで、同条第六項（同条第七項」を「第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項（同条第七項」を「同条第十項（同条第八項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

第百二十九条の十三の二第三号中「第百十二条第十八項第一号イ」を「第百十二条第十九項第一号イ」に改める。

第百三十六条の二の十一第二号の表㈠の項中「第十一項ただし書、第十八項及び第二十項」を「第十二項ただし書、第十九項及び第二十一項」に改める。

第百三十六条の九中「第百二十六条の二第二項」を「第百二十六条の二第二項第一号」に改め、同条第一号ニ中「堆肥舎」を「堆肥舎」に改める。

第百三十七条の十四第三号中「建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された」を「第百二十六条の二第二項各号に掲げる建築物の」に改め、同号イ及びロを削る。

第百四十四条第一項第三号ロ中「おそれのない構造」を「おそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」に改め、同項第四号中「居る」を「いる」に改める。

第百四十五条第一項第二号イ中「第百十二条第十八項第一号イ」を「第百十二条第十九項第一号イ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（国土交通大臣の認定に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にこの政令による改正前の建築基準法施行令第百二十六条の二第二項又は第百三十七条の十四第三号ロの規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備は、この政令による改正後の建築基準法施行令第百二十六条の二第二項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法施行令の一部改正）

第四条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の四十三第三項第三号中「第百十二条第十項」を「第百十二条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第四十四号

スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の三第一項及び第三十条の三の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（推薦等） **第十二条**　［略］ 2・3　［略］ 4　令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する者から推薦された者であつて、猟銃の所持の許可又は年少射撃資格の認定を受けているもの（猟銃の所持の許可を受けている者（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く。）にあつては二十歳に満たない者に限る。）は、住所を他の都道府県の区域に変更した場合には、その住所地の所在する都道府県における公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第四十二条第一項第一号において同じ。）の加盟地方団体に対し、住所を変更した旨を書面により通知しなければならない。 （射撃指導員の基準） **第四十二条**　法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　二十五歳（その者の住所地の所在する都道府県における公益財団法人日本スポーツ協会の加盟地方団体から推薦された者にあつては、二十一歳）以上の者であること。 二～五　［略］ 2　［略］	（推薦等） **第十二条**　［同上］ 2・3　［同上］ 4　令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する者から推薦された者であつて、猟銃の所持の許可又は年少射撃資格の認定を受けているもの（猟銃の所持の許可を受けている者（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く。）にあつては二十歳に満たない者に限る。）は、住所を他の都道府県の区域に変更した場合には、その住所地の所在する都道府県における公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第四十二条第一項第一号において同じ。）の加盟地方団体に対し、住所を変更した旨を書面により通知しなければならない。 （射撃指導員の基準） **第四十二条**　法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　二十五歳（その者の住所地の所在する都道府県における公益財団法人日本体育協会の加盟地方団体から推薦された者にあつては、二十一歳）以上の者であること。 二～五　［同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。